

淡路広域水道企業団水道事業収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程

平成 22 年 3 月 26 日

管理規程第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 の規定に基づき、水道料金等の収納を、夜間及び淡路広域水道企業団の休日を定める条例（平成 18 年淡路広域水道企業団条例第 5 号）に定める企業団の休日においても営業を行う連鎖店方式の小売店舗を総括している事業者及び料金収納代行サービス会社（以下「コンビニ本部等」という。）に委託するために、必要な事項を定めるものとする。

(委託の基準)

第 2 条 企業長は、次に掲げる基準に該当し、かつ、企業長が適当と認めるコンビニ本部等に収納事務を委託することができる。

- (1) 収納事務を委託することにより、企業団の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められること。
- (2) 第 5 条第 1 項に掲げる料金の保管等が安全であると認められること。
- (3) 収納事務を遂行するに十分な意思と能力を有すると認められること。

(委託契約)

第 3 条 企業長は、収納事務をコンビニ本部等に委託する場合には、当該委託事務の内容、手数料、実施方法その他委託に必要な事項について契約を締結しなければならない。

(収納事務の内容)

第 4 条 収納できる料金は、次に掲げるものとする。

- (1) 淡路広域水道企業団水道事業給水条例（平成 21 年淡路広域水道企業団条例第 5 号）に規定する水道料金
- (2) 関係市から収納委託を受けた簡易水道料金、下水道使用料及び生活排水処理施設使用料

(料金等の収納方法)

第 5 条 収納事務の委託を受けたコンビニ本部等（以下「受託者」という。）は、

前条に掲げる料金（以下「料金」という。）について、管理者の発行する納入通知書に基づき、現金で収納しなければならない。ただし、当該納入通知書が次の各号のいずれかに該当するときは、これを収納してはならない。

- (1) バーコードの印字がないもの
- (2) バーコードの読み取りが不可能なもの
- (3) 金額、納入義務者名その他記載事項が訂正され、改ざんされ、又は不明瞭なもの

2 受託者は、料金を収納したときは領収書に領収日付印を押印し、納入者に交付しなければならない。

（収納した料金の支払方法）

第6条 受託者は、前条の規定により収納した料金を、企業長の指定する期日までに淡路広域水道企業団収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

2 受託者は、前項の規定により収納した料金の払込みをするときは、当該料金の明細を示す報告書を企業長に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 受託者は、収納事務を遂行するに当たり知り得た一切の情報を、企業団が指示する目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 企業長は、淡路広域水道企業団個人情報保護条例（平成22年淡路広域水道企業団条例第1号）第12条第1項の規定に基づき、個人情報の保護及び適正な処理に関し必要な事項を委託契約書に記載するものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、収納事務の委託について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、統合前の淡路市水道事業収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程（平成17年淡路市告示第105号）の規定によりなされた収納事務の委託契約は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。